

鳥取市屋外広告物条例等の一部改正によ

屋外広告物の安全点検が義務化されま

安全点検の義務化：令和3年10月1日から開始!!

近年、全国的に適切な管理がされていない屋外広告物による落下又は倒壊する事故が多く発生しており、看板などの屋外広告物の安全性確保がこれまで以上に求められています。

こうした状況を踏まえ、鳥取市では、このたび屋外広告物による公衆への危害を未然に防止するため、「鳥取市屋外広告物条例」等を一部改正しました。

これにより、**屋外広告物の所有者等(※1)**には設置時及び定期的な**安全点検が義務化**されます。

(※1…所有者等とは屋外広告物を 所有する者、表示する者、設置する者、管理する者、占有する者)

【主な改正のポイント】

- (1) 原則すべての屋外広告物が**点検義務化**の対象になります。(許可の要・不要問わず)
- (2) 一定規模以上の屋外広告物については**有資格者による点検**が必要となります。
- (3) **点検結果の記録(保管)及び提出**が義務化されます。

(1) 点検義務化について

原則すべての屋外広告物等の所有者等に、**2年ごと**(設置時及び設置後2年ごと)の安全点検の実施と点検結果の記録が義務付けされます。

※ただし、下記の屋外広告物は点検対象外です。

点検義務の対象外

- ・ 壁面等に直接塗装したもの及び貼り付けられたシート、はり紙・はり札、電柱巻付広告、立看板等、バス停標識利用広告、広告幕、気球広告のうち許可が不要なもの。
 - ・ 道路標識などの他の法令に基づき、表示し、設置され、又は管理されるもの。
- ※これらは点検義務の対象外ですが、適切な管理を行ってください。

(2) 有資格者による点検について

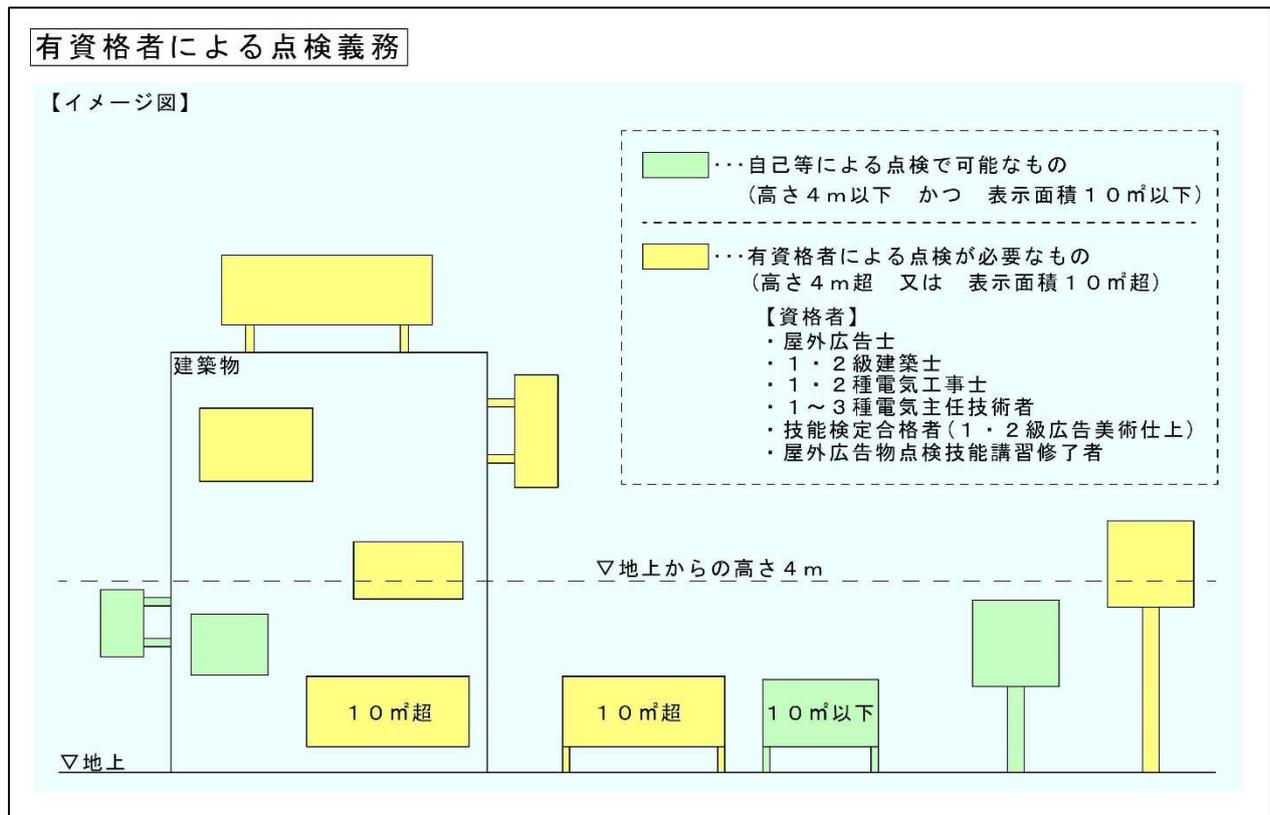
高さ4m超又は表示面積10㎡超の屋外広告物については、下記の有資格者による点検が必要となります。(イメージ図を裏面に参照しています)

屋外広告士、建築士(一級・二級)、電気工事士(一種・二種)、電気主任技術者(一～三種)
技能検定合格者(一級・二級広告美術仕上げ)、屋外広告物点検技能講習修了者

(3) 点検結果記録の(保管)及び提出について

点検結果記録は次回点検時まで大切に保管してください。また、市長から許可を受けた屋外広告物は更新の際に、「屋外広告物安全点検結果記録表」の提出が義務付けされます。(※屋外広告物安全点検結果記録表は市のHPに公開しています)

有資格者による点検が必要な広告物



よくある質問 (Q&A)

Q1. 屋外広告物の安全点検の義務化はいつから始まるのか？

→ 許可の要・不要を問わず令和3年10月1日から始まりです。許可期限が令和4年3月31日までの許可物件は新条例・新規則による手続きが必要です。許可が不要な広告物で令和3年10月1日より前に設置されたものの最初の点検期限は令和5年3月31日までとなります。その後、2年に1度は点検が必要です。

Q2. 点検表の様式はどれをつかうのか？ 鳥取県や他の自治体の様式でも可能か？

→ 鳥取市屋外広告物条例施行規則 に定める様式のみとします。必ずこちらをご利用ください。鳥取市HPからダウンロードできます。様式は3種類ありますので、その中から該当する様式に点検結果を記録してください。 → → → 詳しくはHPをご確認ください。

Q3. 点検時に異常があったら許可はしてもらえないのか？

→ 異常があった場合は補修を行い、補修済みであることが確認できなければ許可は行いません。

Q4. 点検ができる資格者を紹介してもらえませんか？

→ 鳥取市HPに特例屋外広告業登録済みの業者様を公開しています。HP公開中の[屋外広告業者届簿]を参考にご検討ください。※紹介、斡旋は行っておりません。

Q5. 広告物の高さが4mを超えるかわからないがどうしたらよい？

→ お手持ちの資料がない場合は実測による確認をしてください。本市では対応できません。

Q6. 条例により適用除外となる許可不要な広告物も点検義務の対象ですか？

→ 対象です。

Q7. 点検をしなかったらどうなりますか？

→ 本市が点検するように指導をし、これに応じない場合は鳥取市屋外広告物条例に基づき命令します。さらに必要な措置を講じない場合は罰則の対象となります。(50万円以下の罰金)

○問い合わせ先 鳥取市都市整備部都市企画課 都市計画係 (屋外広告物担当)

TEL:0857-30-8342

FAX:0857-20-3953

E-mail:tosikikaku@city.tottori.lg.jp

詳しくは

鳥取市_屋外広告物

で 検索

鳥取市